

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十年五月一日

広島県収用委員会

- 一 起業者
広島県
- 二 事業の種類
一般国道四八七号改築工事（警固屋音戸バイパス）及びこれに伴う附帯工事並びに県道付替工事
- 三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
呉市音戸町坪井一丁目	一一二四番二二	原野	原野	一八八	二二五・三二	二二五・三一

四 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明
ただし、

- 和田ツヤ子 安芸高田市吉田町吉田三二五一番地一
羽村歌子 呉市音戸町引地一丁目五番二〇号
和田宗久 東京都品川区西五反田七丁目五番三号パティ一〇一
和田朋之 福岡県福岡市城南区別府一―二―一七―八〇二
黒田弘子 三重県桑名市大字桑名六五六番地七
小島幸俊 愛知県名古屋市中熱田区二番一丁目三番三七号
江寄敏夫 愛知県名古屋市中緑区神沢一丁目六一四番地
深野恵子 千葉県我孫子市布佐平和台四丁目五番二一―号
小名田晴貞 住所不明 ただし、住民票の住所 千葉県千葉市若葉区若松町四八二番地二YSハイツ二〇五号
小野智恵美 大分県玖珠郡九重町大字恵良五二六番地
濱崎清美 山口県山口市泉都町二番三〇号（コーポラス浜田B―五）
政岡富子 東京都板橋区高島平二丁目三三番五―一―二三号

- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
のうち全員又は一部の者（各人の持分は不明）

- 六 土地収用裁決の手続開始を決定した日
平成二十年四月二二日